

特定施設と特定事業場

『特定施設』とは、人の健康や生活環境に係る被害を生じるおそれがある物質を含んだ汚水や廃液を排出する施設で、「水質汚濁防止法施行令 別表第1」に掲げられているものや、ダイオキシン類を発生しこれを含む汚水や廃液を排出する施設で「ダイオキシン類対策特別措置法施行令 別表第2」に掲げられているものをいいます。

また、特定施設を設置している工場・事業場を『特定事業場』といいます。

特定施設の設置者が受ける規制

実施制限（法第12条の6）

特定施設の設置または施設の改造をしようとするものは、特定施設の設置届、または構造変更届を提出しなければなりません。また、届出が受理されてから60日以内には特定施設等の工事に着手できないことになっています。これは届出の内容を審査するためです。

改善命令等（法第37条の2）

特定事業場から、下水道へ排除されている汚水の水質が特定施設の状況や汚水の処理方法からみて排除基準に適合しない汚水を排除するおそれがあるときは、期限を定めて特定施設の構造、使用の方法、汚水の処理の方法について改善を命じられたり、特定施設の使用もしくは、下水道への汚水の排除の停止を命じられることがあります。

排除基準違反の時（法第46条）

特定事業場から下水道へ排除される汚水の水質が排除基準を超えたときは、罰則を適用することがあります。これを直罰制度といいます。

下水排除基準

工場・事業場の排水が浄化センターに流入した場合、その水質によっては処理できないことや、処理能力が低下してしまうことがあります。

また、その排水が浄化センターに到着する前に、たとえば、酸性の強い排水であれば下水管やポンプ施設を腐食させたり、浮遊物や油分の多い排水であれば下水管を閉塞させたりするなどの障害が起こることがあります。

このような障害を未然に防ぐために定められたのが「下水排除基準」です。下水排除基準値は次ページ（表7-1）のとおりです。

第7章 特定施設等

> 下水排除基準

表 7-1 下水排除基準

	項 目		製造業など	その他
環境 項目	温度		40℃未満	45℃未満
	水素イオン濃度（pH）		5.7を超え8.7未満	5を超え9未満
	生物化学的酸素要求量（BOD）		300未満	600未満
	浮遊物質（SS）		300未満	600未満
	沃素消費量		220未満	220未満
	ノルマルヘキサン 抽出物含有量	鉱物油	5以下	5以下
		動植物油	30以下	30以下
	窒素含有量		240未満	240未満
	燐含有量		32未満	32未満
	フェノール類		5以下	5以下
	銅		3以下	3以下
	亜鉛		2以下	2以下
	鉄（溶解性）		10以下	10以下
	マンガン（溶解性）		10以下	10以下
	全クロム		2以下	2以下
健康 項目	カドミウム		0.03以下	0.03以下
	全シアン		1以下	1以下
	有機燐		1以下	1以下
	鉛		0.1以下	0.1以下
	六価クロム		0.2以下	0.2以下
	砒素		0.1以下	0.1以下
	総水銀		0.005以下	0.005以下
	アルキル水銀		不検出	不検出
	ポリ塩化ビフェニル		0.003以下	0.003以下
	トリクロロエチレン		0.1以下	0.1以下
	テトラクロロエチレン		0.1以下	0.1以下
	ジクロロメタン		0.2以下	0.2以下
	四塩化炭素		0.02以下	0.02以下
	1,2-ジクロロエタン		0.04以下	0.04以下
	1,1-ジクロロエチレン		1以下	1以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4以下	0.4以下
	1,1,1-トリクロロエタン		3以下	3以下
	1,1,2-トリクロロエタン		0.06以下	0.06以下
	1,3-ジクロロプロペン		0.02以下	0.02以下
	チラウム		0.06以下	0.06以下
	シマジン		0.03以下	0.03以下
	チオベンカルブ		0.2以下	0.2以下
	ベンゼン		0.1以下	0.1以下
	セレン		0.1以下	0.1以下
	ほう素		10以下	10以下
	ふっ素		8以下	8以下
	1,4-ジオキサン		0.5以下	0.5以下
	ダイオキシン類		10pg-TEQ/L以下	10pg-TEQ/L以下

注 単位は、温度、水素イオン濃度、ダイオキシン類以外はすべて mg/L で示す。

届出

使用開始に関する届出

事業場が公共下水道を使用する場合には、あらかじめ下記の届出が必要です（表 7-2 参照）。

表 7-2 使用開始等の届出

届出を要する事項	届出書の種類	届出の期限
公共下水道を使用開始しようとする場合（政令第 8 条の 2 に規定する水量と水質の事業場、及び特定事業場）	公共下水道使用開始届 公共下水道使用開始（変更）届	あらかじめ

特定施設に関する届出

工場・事業場が特定事業場である場合、排水設備の計画確認申請の手続きの前に、下水道法に基づく各種届出が必要となります（表 7-3・図 7-1 参照）。

表 7-3 特定施設に関する届出

① 工事着手前に届出を行い、事前に審査を受けるもの		
届出を要する事項	届出書の種類	届出の期限
特定施設を新たに設置しようとする場合	特定施設設置届出書	工事着手の 60 日前
特定施設の届出事業場が、届出事項を変更しようとする場合	特定施設の構造等変更届出書	
② 発生した事実を届け出るもの		
届出を要する事項	届出書の種類	届出の期限
使用している施設が新たに特定施設に指定された場合	特定施設使用届出書	事実発生から 30 日以内
特定施設のある事業場が新たに下水道を使用する場合		
特定施設の使用を廃止した場合	特定施設使用廃止届出書	
氏名、住所、名称、所在地などに変更があった場合	氏名変更等届出書	
届出をした者から特定施設を譲り受け、または借り受けた場合	承継届出書	
事故などで有害物質等を排出してしまった場合	事故届出書	事故発生後 7 日以内

[※注意] 特定施設設置届出書及び特定施設の構造等変更届出書については、この届出が受理された日から 60 日後でなければ工事にかけられません。

ただし、理由があつて設置を急がれるときは、申請により期間を短縮できる場合があります（実施の制限の期間短縮申請書）。

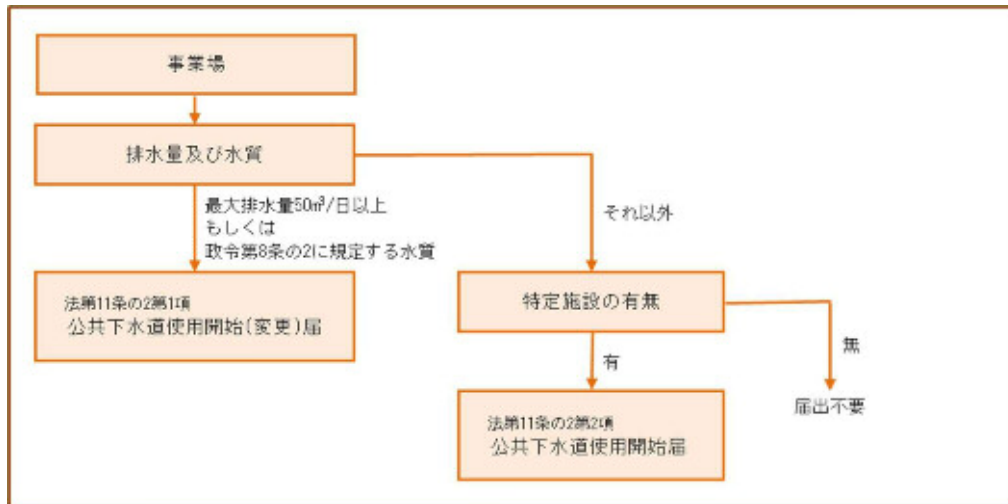


図 7-1 公共下水道の使用開始に関する届出

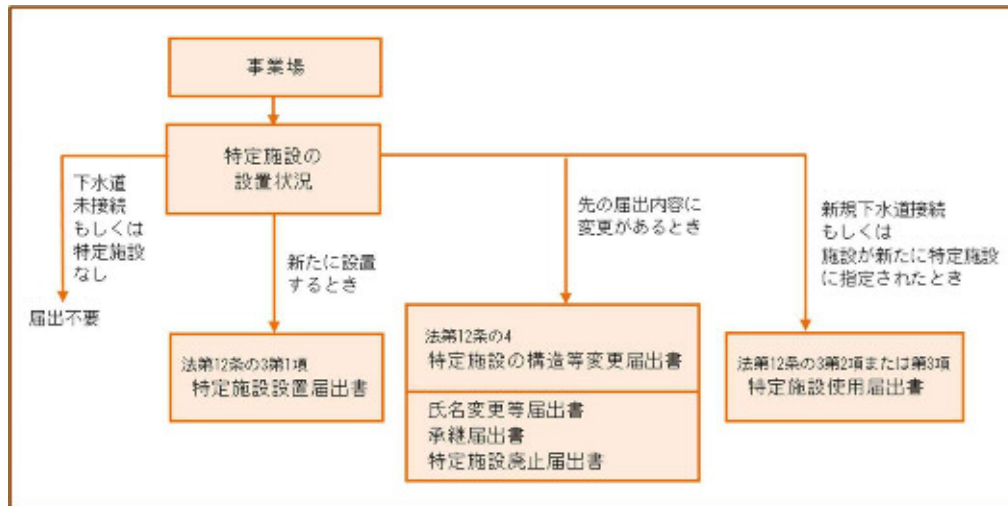


図 7-2 特定施設に関する届出

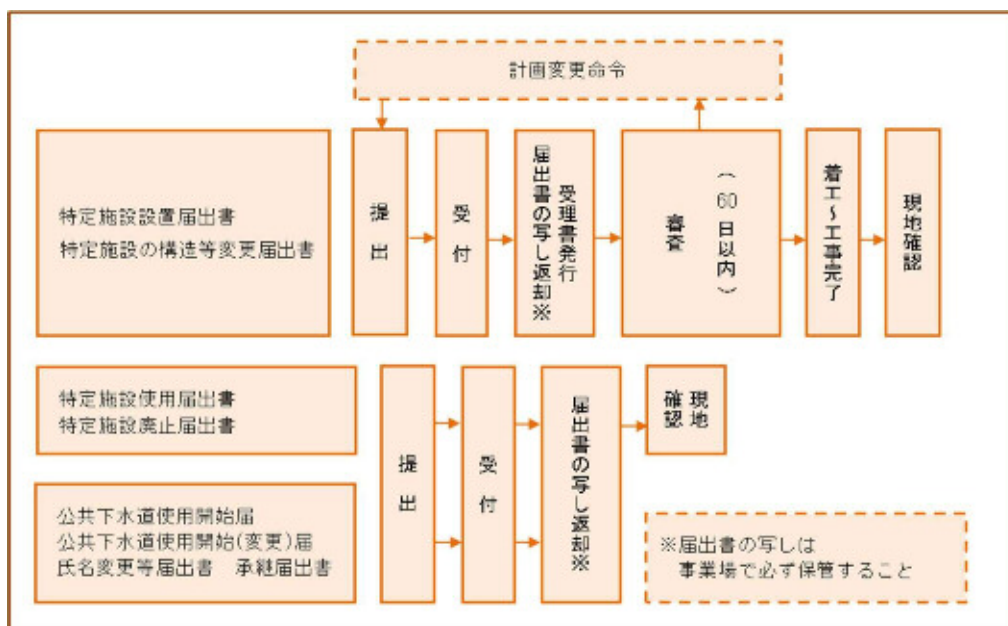


図 7-3 公共下水道の使用開始および特定施設に関する手続き

除害施設に関する届出

除害施設の設置・変更等については、各種届出が必要となります（表 7-4・図 7-2 参照）。

表 7-4 除害施設に関する届出

届出を要する事項	届出書の種類	届出の期限
除害施設を設置しようとする場合	除害施設設置（変更）届出書	あらかじめ 〔工事前 30 日程〕
除害施設を変更しようとする場合		
除害施設の設置・変更工事が完了した場合	除害施設設置（変更）工事完了届	完了日から 5 日以内
除害施設管理責任者を選任または変更した場合	除害施設管理責任者選任（解任）届	選任日から 10 日以内
除害施設管理責任者について特別承認を受ける場合	除害施設管理責任者特認申請書	選任（解任）届に併せて

※ 特定施設が設置されている場合（特定事業場である場合）の除害施設設置（変更）届出書については、特定施設の構造等変更届出書も一緒に届出が必要です。

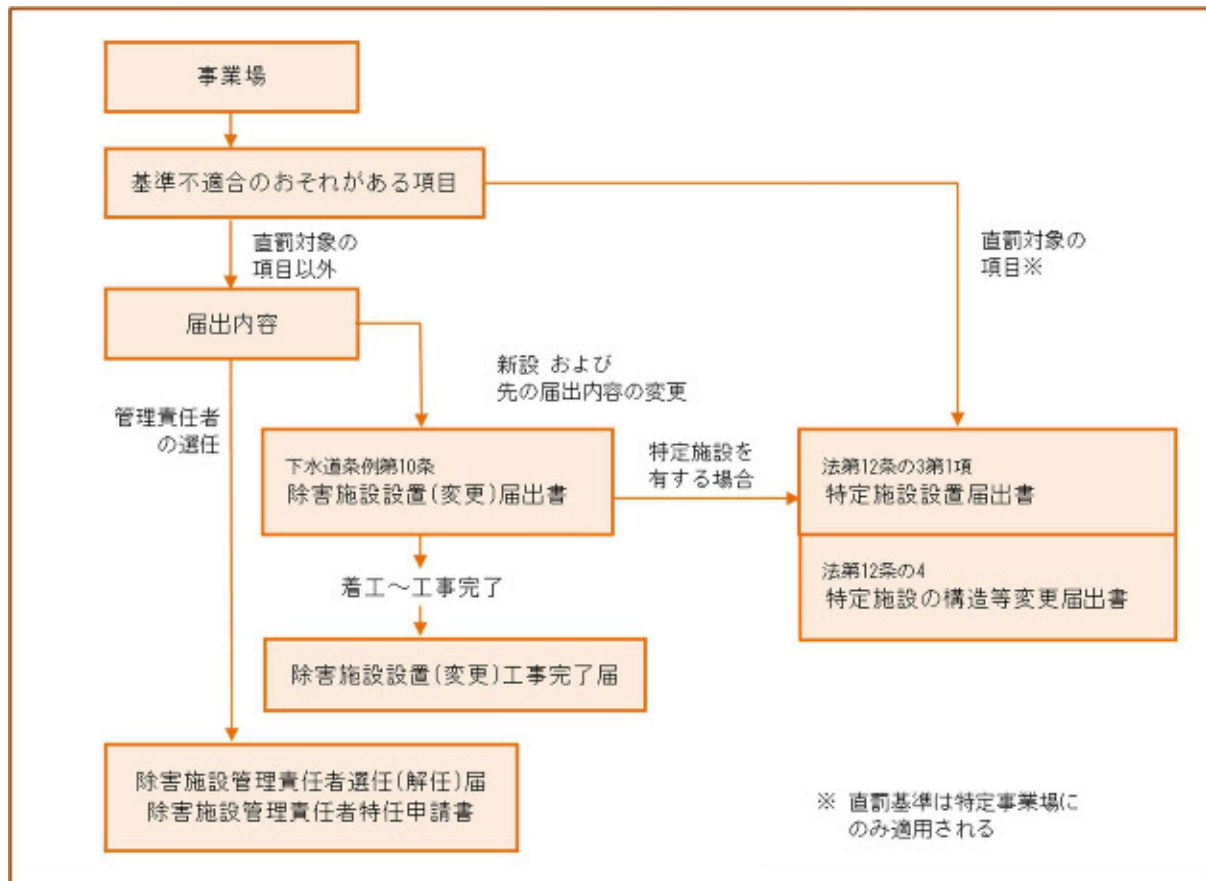


図 7-4 除害施設に関する届出

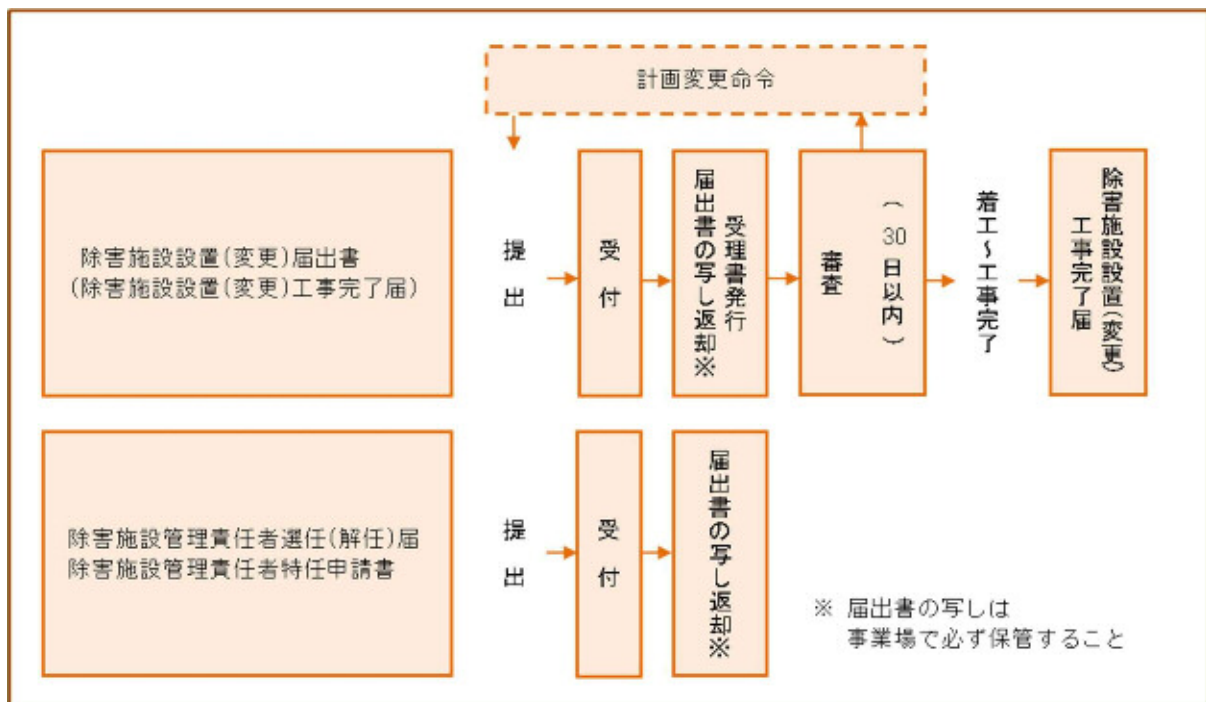


図 7-5 除害施設に関する手続き

第7章 特定施設等

> 下水道法及び下水道条例による排水規制

下水道法及び下水道条例による排水規制

下水道の機能及び施設を保全するための規制

管渠等下水道施設の機能を妨げ又は施設を損傷するおそれのあるような水質の下水を規制するものであり、規制される項目は、温度、水素イオン濃度、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量及び動植物油脂類含有量）及び沃素消費量の4項目で、条例で定める基準を超えるものについては除害施設の設置を義務づけています。

（法第12条・条例第9条）

特定事業場からの下水の排除の制限(直罰規定)

特定事業場から一定の基準に適合しない下水を排除することを制限したもので、この規定に違反すると故意、過失を問わず罰則の適用を受けることになります。

水質基準

- 終末処理場で処理することが困難な物質(カドミウム、シアン、銅など34項目)については施行令で一律に基準が定められています。
- その他の項目〔生物学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）等6項目〕については、施行令に定める基準の範囲内で公共下水道管理者が条例でその基準を定めています。
なお、人の健康に係る項目(カドミウム、シアン等)以外のフェノール、銅やBOD、浮遊物質などの生活環境項目については50 m³/日未満の排水量の事業場については排除の制限の適用は除外されています。

（法第12条の2・条例第9条の3）

特定施設の設置等の届出

公共下水道を使用する者が、特定施設を設置又は変更しようとするとき、特定施設の種類、構造、汚水の処理方法等を公共下水道管理者に届け出させ、計画の内容を事前に審査し、必要に応じて計画変更命令を出して、悪質下水の排除を未然に防止しようとするものです。

届出をした特定施設については、原則として届出が受理された日から60日間は設置、又は変更にかかる工事をしてはならないこととされています（この間に審査が行われます。）。

（法第12条の3・4）

特定事業場における事故時の措置

特定事業場において政令で定める場合を除き、事故等（自然災害、施設の老朽化、操作ミス等）により、下水道に有害物質や油等を排出した場合、排出を防止するための応急措置を講ずるとともに、事故の概要及び講じた応急措置の概要を報告しなければなりません。

また、前記の排出を防止するための応急措置を講じていないと認められるときは、公共下水道管理者は、応急措置を講ずるよう命令することができます。

対象有害物質：水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質(人の健康に係る項目)、及び

第7章 特定施設等

> 除害施設の適正な管理

ダイオキシン類

対象油 : 水質汚濁防止法施行令第3条の4各号に掲げる油
(原油、重油、潤滑油、軽油、灯油・揮発油・動植物油)

(法第12条の9)

除害施設の設置等

特定事業場からの下水の排除の制限の適用を受けない下水についても、条例で除害施設の設置を義務づけています。この場合は、機能保全のための除害施設と異なり、終末処理場を設置している公共下水道に下水を排除する場合に対してのみ適用されます。(処理場放流水の水質保全のための規制) 条例第9条の2にその基準が定められていますが、除害施設の設置等を義務付けできる下水は、次に掲げる下水です。

- 特定事業場以外の事業場等から排除される下水。
- 特定事業場から排除される下水で排除の制限の適用を受けないもの。

(法第12条の11・条例第9条の2)

水質の測定義務

特定施設の設置者は、公共下水道に排除する下水の水質を測定し、その記録を5年間保存しなければなりません。

(法第12条の12・条例第16条・施行規程第14条)

改善命令等

公共下水道管理者は、特定事業場にあつては排除される下水の水質が排除の制限の基準に適合しないおそれがあると認めるとき、特定事業場以外の事業場にあつては法又は条例の規定に違反したとき、改善命令等を出すことができます。

(法第37条の2・法第38条)

罰則

計画変更命令又は改善命令等に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられ、特定事業場からの下水の排除の制限に違反した場合又は応急措置命令に違反した場合は、6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

(法第45条・法第46条)

除害施設の適正な管理

除害施設が設置されたのち、当該除害施設を適正に管理するため、除害施設管理責任者の選任を義務づけています。

除害施設管理責任者の選任

除害施設の設置者は、当該除害施設を設置した日から15日以内に除害施設管理責任者を選任

し、選任した日から10日以内にその旨を管理者に届け出なければなりません。

(条例第11条)

除害施設管理責任者の業務

- 除害施設の操作及び維持に関すること。
- 除害施設から排出する排出水の水量及び水質の測定及び記録に関すること。
- 除害施設の破損その他の事故が発生した場合の措置に関すること。
- 上記のほか、管理者から指示された事項。

(施行規程第9条)

除害施設管理責任者の資格等

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第7条に規定する公害防止管理者(水質関係第1種から第4種の有資格者に限る。)の資格その他管理者が適当と認めた資格を有しなければなりません。

(施行規程第11条)

第7章 特定施設等

> 特定施設・除害施設設置事業場の排水設備

特定施設・除害施設設置事業場の排水設備

特定事業場又は除害施設設置事業場からの排水は、事業排水と生活排水を分離して排水設備を設置してください（図7-6参照）。

事業排水上の注意

事業排水は、地中浸透等のおそれの無いように、発生源からの廃水の浸透飛散を防ぎ、速やかに専用の排水設備に導入させると共に、その排水設備施工については、材質、施工方法に特別の注意をしてください。

- 熱排水の場合、耐熱性の材質を選択します。
- 熱膨張への対策をとります（接合部分が破損します）。
- 酸、アルカリ性廃水による腐食を考慮した材質を選定します。この場合、モルタル等の使用はできません（モルタルは溶けてしまいます）。
- 有機溶剤が含まれる場合は、塩ビ配管は危険です。
- 接合方法を吟味してください（糊付けは万能ではありません）。

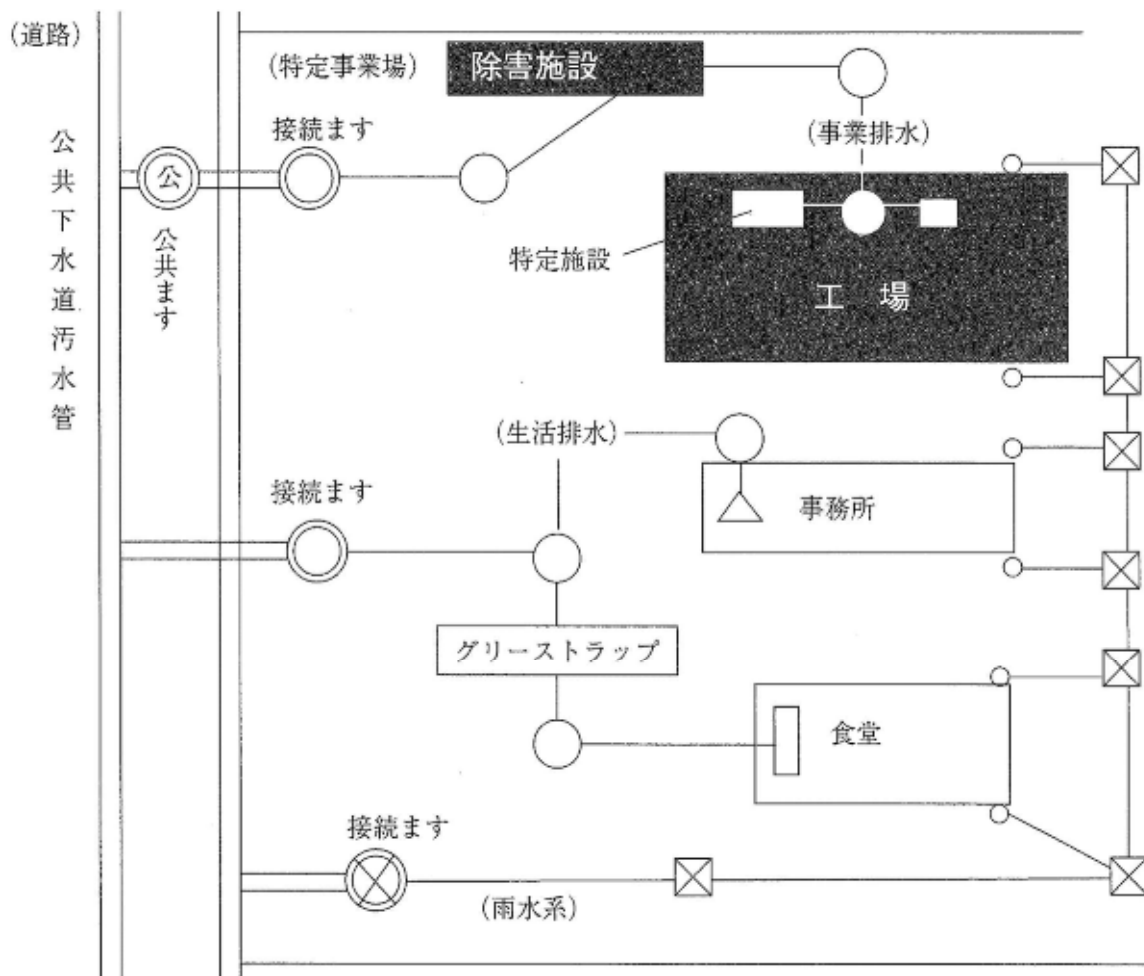


図7-6 公共下水道への接続方法の例

第7章 特定施設等

> 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設一覧

水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設一覧

(水質汚濁防止法施行令別表第1)

- 1 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 選鉱施設
 - ロ 選炭施設
 - ハ 坑水中和沈でん施設
 - ニ 掘削用の泥水分離施設
- 1の2 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 豚房施設（豚房の総面積が50㎡未満の事業場に係るものを除く。）
 - ロ 牛房施設（牛房の総面積が200㎡未満の事業場に係るものを除く。）
 - ハ 馬房施設（馬房の総面積が500㎡未満の事業場に係るものを除く。）
- 2 畜産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）
 - ハ 湯煮施設
- 3 水産食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 水産動物原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 脱水施設
 - ニ ろ過施設
 - ホ 湯煮施設
- 4 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 圧搾施設
 - ニ 湯煮施設
- 5 みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 湯煮施設
 - ニ 濃縮施設
 - ホ 精製施設
 - ヘ ろ過施設
- 6 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
- 7 砂糖製造業の用に供する施設であって次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）
 - ハ ろ過施設
 - ニ 分離施設
 - ホ 精製施設

第7章 特定施設等

> 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設一覧

- 8 パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
- 9 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
- 10 飲料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）
 - ハ 搾汁施設
 - ニ ろ過施設
 - ホ 湯煮施設
 - ヘ 蒸留施設
- 11 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 圧搾施設
 - ニ 真空濃縮施設
 - ホ 水洗式脱臭施設
- 12 動植物油脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 圧搾施設
 - ニ 分離施設
- 13 イースト製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 分離施設
- 14 でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料浸せき施設
 - ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）
 - ハ 分離施設
 - ニ 洗だめ及びこれに類する施設
- 15 ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ ろ過施設
 - ハ 精製施設
- 16 麺類製造業の用に供する湯煮施設
- 17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
- 18 インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
- 18の2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 湯煮施設
 - ハ 洗浄施設
- 18の3 たばこ製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 水洗式脱臭施設

第7章 特定施設等

> 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設一覧

- ☐ 洗浄施設
- 19 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ まゆ湯煮施設
 - ☐ 副蚕処理施設
 - ハ 原料浸せき施設
 - ニ 精練機及び精練そう
 - ホ シルケット機
 - ヘ 漂白機及び漂白そう
 - ト 染色施設
 - チ 薬液浸透施設
 - リ のり抜き施設
- 20 洗毛業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 洗毛施設
 - ☐ 洗化炭施設
- 21 化学繊維製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 湿式紡糸施設
 - ☐ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設
 - ハ 原料回収施設
- 21の2 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
- 21の3 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
- 21の4 パーティクルボード製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 湿式バーカー
 - ☐ 接着機洗浄施設
- 22 木材薬品処理業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 湿式バーカー
 - ☐ 薬液浸透施設
- 23 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料浸せき施設
 - ☐ 湿式バーカー
 - ハ 碎木機
 - ニ 蒸解施設
 - ホ 蒸解廃液濃縮施設
 - ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設
 - ト 漂白施設
 - チ 抄紙施設（抄造施設を含む。）
 - リ セロハン製膜施設
 - ヌ 湿式繊維板成型施設
 - ル 廃ガス洗浄施設
- 23の2 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 自動式フィルム現像洗浄施設
 - ☐ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
- 24 化学肥料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの

第7章 特定施設等

> 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設一覧

- イ ろ過施設
- ロ 分離施設
- ハ 水洗式破碎施設
- ニ 廃ガス洗浄施設
- ホ 湿式集じん施設
- 25 (削除)
- 26 無機顔料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 洗浄施設
 - ロ ろ過施設
 - ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機
 - ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設
 - ホ 廃ガス洗浄施設
- 27 前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ ろ過施設
 - ロ 遠心分離機
 - ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設
 - ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設
 - ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設
 - ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設
 - ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設
 - チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設
 - リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設
 - ヌ 廃ガス洗浄施設
 - ル 湿式集じん施設
- 28 カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 湿式アセチレンガス発生施設
 - ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設
 - ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設
 - ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設
 - ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設
 - ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設
- 29 コールタール製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ ベンゼン類硫酸洗浄施設
 - ロ 静置分離器
 - ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
- 30 発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 蒸留施設
 - ハ 遠心分離機
 - ニ ろ過施設

第7章 特定施設等

> 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設一覧

- 3 1 メタン誘導品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設
 - ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設
 - ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
- 3 2 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ ろ過施設
 - ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設
 - ハ 遠心分離機
 - ニ 廃ガス洗浄施設
- 3 3 合成樹脂製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 縮合反応施設
 - ロ 水洗施設
 - ハ 遠心分離機
 - ニ 静置分離器
 - ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設
 - ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設
 - ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設
 - チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設
 - リ 廃ガス洗浄施設
 - ヌ 湿式集じん施設
- 3 4 合成ゴム製造業の用に供する施設であって、に掲げるもの
 - イ ろ過施設
 - ロ 脱水施設
 - ハ 水洗施設
 - ニ ラテックス濃縮施設
 - ホ スチレン・ブタジエンゴム・ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
- 3 5 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 蒸留施設
 - ロ 分離施設
 - ハ 廃ガス洗浄施設
- 3 6 合成洗剤製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 廃酸分離施設
 - ロ 廃ガス洗浄施設
 - ハ 湿式集じん施設
- 3 7 前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分離、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 洗浄施設
 - ロ 分離施設
 - ハ ろ過施設
 - ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設

第7章 特定施設等

> 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設一覧

- ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設
- ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
- ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設
- チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設
- リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設
- ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
- ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設
- ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設
- ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器
- カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設
- コ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設
- タ 廃ガス洗浄施設
- 38 石けん製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料精製施設
 - ロ 塩析施設
- 38の2 界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
- 39 硬化油製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 脱酸施設
 - ロ 脱臭施設
- 40 脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
- 41 香料製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 洗浄施設
 - ロ 抽出施設
- 42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 石灰づけ施設
- ハ 洗浄施設
- 43 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
- 44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 脱水施設
- 45 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
- 46 第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 水洗施設
 - ロ ろ過施設
- ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設

第7章 特定施設等

> 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設一覧

- 二 廃ガス洗浄施設
- 47 医薬品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 動物原料処理施設
 - ロ ろ過施設
 - ハ 分離施設
 - ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。）
 - ホ 廃ガス洗浄施設
- 48 火薬製造業の用に供する洗浄施設
- 49 農薬製造業の用に供する混合施設
- 50 第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
- 51 石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 脱塩施設
 - ロ 原油常圧蒸留施設
 - ハ 脱硫施設
 - ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設
 - ホ 潤滑油洗浄施設
- 51の2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
- 51の3 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設
- 52 皮革製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 洗浄施設
 - ロ 石灰づけ施設
 - ハ タンニンづけ施設
 - ニ クロム浴施設
 - ホ 染色施設
- 53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 研摩洗浄施設
 - ロ 廃ガス洗浄施設
- 54 セメント製品製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 抄造施設
 - ロ 成型機
 - ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
- 55 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
- 56 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
- 57 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
- 58 窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 水洗式破碎施設
 - ロ 水洗式分別施設
 - ハ 酸処理施設
 - ニ 脱水施設

第7章 特定施設等

> 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設一覧

- 59 砕石業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 水洗式破碎施設
 - ロ 水洗式分別施設
- 60 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
- 61 鉄鋼業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ タール及びガス液分離施設
 - ロ ガス冷却洗浄施設
 - ハ 圧延施設
 - ニ 焼入れ施設
 - ホ 湿式集じん施設
- 62 非鉄金属製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 還元そう
 - ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。）
 - ハ 焼入れ施設
 - ニ 水銀精製施設
 - ホ 廃ガス洗浄施設
 - ヘ 湿式集じん施設
- 63 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ 焼入れ施設
 - ロ 電解式洗浄施設
 - ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設
 - ニ 水銀精製施設
 - ホ 廃ガス洗浄施設
- 63の2 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
- 63の3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
- 64 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの
 - イ タール及びガス液分離施設
 - ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
- 64の2 水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第2条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり10,000 m³未満の事業場に係るものを除く。）
 - イ 沈でん施設
 - ロ ろ過施設
- 65 酸又はアルカリによる表面処理施設
- 66 電気めっき施設
- 66の2 エチレンオキシド又は1,4-ジオキシサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
- 66の3 旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であって、次に

第7章 特定施設等

> 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設一覧

掲げるもの

イ ちゅう房施設

□ 洗濯施設

ハ 入浴施設

66の4 共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゅう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500㎡未満の事業場に係るものを除く。）

66の5 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（総床面積が360㎡未満の事業場に係るものを除く。）

66の6 飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が420㎡未満の事業場に係るものを除く。）

66の7 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が630㎡未満の事業場に係るものを除く。）

66の8 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が1,500㎡未満の事業場に係るものを除く。）

67 洗濯業の用に供する洗浄施設

68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設

68の2 病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であって、次に掲げるもの

イ ちゅう房施設

□ 洗浄施設

ハ 入浴施設

69 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設

69の2 卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であって、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000㎡未満の事業場に係るものを除く。）

イ 卸売場

□ 仲卸売場

70 廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。）

70の2 自動車特定整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800㎡未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）

71 自動式車両洗浄施設

71の2 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であって、次に掲げるもの

第7章 特定施設等

> 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設一覧

イ 洗浄施設

□ 焼入れ施設

71の3 一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設

71の4 産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの

□ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13条までに掲げる施設

71の5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）

71の6 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）

72 し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）

73 下水道終末処理施設

74 特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）

第7章 特定施設等

> 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設一覧

表7-5 特定事業場一覧表

番 号	業 種	番 号	業 種
1	鉱業又は水洗炭業	21-3	合板製造業
1-2	畜産農業又はサービス業	21-4	パーティクルボード製造業
2	畜産食料品製造業	22	木材薬品処理業
3	水産食料品製造業	23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業	24	化学肥料製造業
6	小麦粉製造業	25	(削除)
7	砂糖製造業	26	無機顔料製造業
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業	27	26号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業
9	米菓製造業又はこうじ製造業	28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業
10	飲料製造業	29	コールタール製品製造業
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業	30	発酵工業 (5、10、13号に掲げる事業を除く。)
12	動植物油脂製造業	31	メタン誘導品製造業
13	イースト製造業	32	有機顔料又は合成染料の製造業
14	でん粉又は化工でん粉の製造業	33	合成樹脂製造業
15	ぶどう糖又は水あめの製造業	34	合成ゴム製造業
16	麺類製造業	35	有機ゴム薬品製造業
17	豆腐又は煮豆の製造業	36	合成洗剤製造業
18	インスタントコーヒー製造業	37	31～36号に掲げる事業以外の石油化学工業
18-2	冷凍調理食品製造業	38	石けん製造業
18-3	たばこ製造業	38-2	界面活性剤製造業
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	39	硬化油製造業
20	洗毛業	40	脂肪酸製造業
21	化学繊維製造業	41	香料製造業
21-2	一般製材業又は木材チップ製造業	42	ゼラチン又はにかわの製造業

第7章 特定施設等

> 水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設一覧

番 号	業 種	番 号	業 種
43	写真感光材料製造業	64-2	浄水施設
44	天然樹脂製品製造業	65	酸又アルカリによる表面処理施設
45	木材化学工業	66	電気めっき施設
46	28号～45号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	66-2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサン の 混合施設
47	医薬品製造業	66-3	旅館業
48	火薬製造業	66-4	共同調理場(総床面積500㎡以上)
49	農薬製造業	66-5	弁当仕出屋又は弁当製造業(総床面積360㎡以上)
50	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業	66-6	食堂、レストラン(総床面積420㎡以上)
51	石油精製業(潤滑油再生業を含む。)	66-7	そば・うどん店、すし店、喫茶店(総床面積630㎡以上)
51-2	タイヤ、チューブ、ゴム製品製造業	66-8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ(総床面積1500㎡以上)
51-3	医薬品若しくは衛生用ゴム製品製造業	67	洗濯業
52	皮革製造業	68	写真現像業
53	ガラス又はガラス製品の製造業	68-2	病院(300床以上)
54	セメント製品製造業	69	と畜業又は死亡獣畜取扱業
55	生コンクリート製造業	69-2	卸売市場
56	有機質砂かべ材製造業	70	廃油処理施設
57	人造黒鉛電極製造業	70-2	自動車特定整備事業(屋内作業場面積800㎡以上)
58	窯業原料精製業	71	自動式車両洗淨施設
59	砕石業	71-2	科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場
60	砂利採取業	71-3	一般廃棄物処理施設
61	鉄鋼業	71-4	産業廃棄物処理施設
62	非鉄金属製造業	71-5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗淨施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業	71-6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設
63-2	空きびん卸売業	72	し尿処理施設
63-3	石炭を燃料とする火力発電施設	73	下水道終末処理施設
64	ガス供給業又はコークス製造業	74	特定事業場から排出される水の処理施設

第7章 特定施設等

＞ ダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項第6号に規定する水質基準対象施設

ダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項第6号に規定する水質基準対象施設

(ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2)

- 1 硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設。
- 2 カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設。
- 3 硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設。
- 4 アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設。
- 5 担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設。
- 6 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設。
- 7 カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの。
 - イ 硫酸濃縮施設
 - ロ シクロヘキサン分離施設
 - ハ 廃ガス洗浄施設
- 8 クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの。
 - イ 水洗施設
 - ロ 廃ガス洗浄施設
- 9 四クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの。
 - イ ろ過施設
 - ロ 乾燥施設
 - ハ 廃ガス洗浄施設
- 10 ニ・三・ジクロロ・四・ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの。
 - イ ろ過施設
 - ロ 廃ガス洗浄施設
- 11 八・十八・ジクロロ・五・十五・ジエチル・五・十五・ジヒドロジインドロ〔三・二・b：三・二・m〕トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの。
 - イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設
 - ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設
 - ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設
 - ニ 熱風乾燥施設
- 12 アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの。
 - イ 廃ガス洗浄施設
 - ロ 湿式集じん施設
- 13 亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの。
 - イ 精製施設
 - ロ 排ガス洗浄施設

第7章 特定施設等

＞ ダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項第6号に規定する水質基準対象施設

ハ 湿式集じん施設

- 14 担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの。

イ ろ過施設

ロ 精製施設

ハ 廃ガス洗浄施設

- 15 別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの。

イ 廃ガス洗浄施設

ロ 湿式集じん施設

- 16 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設。

- 17 フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成六年政令第三百八号）別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの。

イ プラズマ反応施設

ロ 廃ガス洗浄施設

ハ 湿式集じん施設

- 18 下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）

- 19 第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設。（前号に掲げるものを除く。）